吉野川市企業版ふるさと納税

●企業版ふるさと納税制度について

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。損金算入による軽減効果（寄付額の約３割）と合わせて最大約９割が税額控除され、実質的な企業の負担が約１割まで圧縮されるなど、活用のメリットも大きくなっています。また企業様の地域貢献、社会貢献活動が発信され、ＰＲやイメージアップにもつながります。

寄附額

企業版ふるさと納税を活用した寄附の軽減効果（９割）

実質負担

通常の寄附の軽減効果

損金算入による軽減効果 国税＋地方税　約３割	法人住民税＋法人税 約４割	法人事業税 約２割	企業負担 約１割

【例】１００万円寄附すると、最大約９０万円の法人関係税が軽減され実質的な企業負担は１０万円となります

制 度 要 件	※１回あたり１０万円以上の寄附が対象となります。 ※寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。 　例：寄附の見返りとして補助金を受け取る。寄附を行うことを入札参加条件とする。 ※本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。

吉野川市

①企業版ふるさと納税の立案 → ②寄附の申し出

③寄附の申し出内容の確認。企業版ふるさと納税としての可否判断 → ④寄附申し出の提出

⑤納付書を作成・送付 → ⑥寄附金の払い込み

⑦入金の確認 受領書の発行 → ⑧受領書を基に税申告

企業様

吉野川市では人口減少に歯止めをかけ、持続可能な地域社会を実現するため、『第２期吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略』に基づき、地方創生事業に取り組んでいます。

企業の皆さまのご支援をよろしくお願いします。

吉野川市の地方創生に向けた取り組み

●しごとをつくり、安心して働けるようにする事業

創業・起業支援や企業誘致などの新しいしごとづくりや地域の商工業の活性化に資する取組みを進め、地域の雇用の場を確保して安心して働ける環境づくりを進める。

【具体的な事業】

・商業地域活性化支援事業・吉野川市コワーキング・シェアオフィス（Ｋｉ－Ｄａ）の運営

・ＹＹターン移住創業支援事業　等

●ひとの定住・環流・移住の新しい流れをつくる事業

市移住コーディネーターと連携した移住者の受入体制のさらなる充実を進め、若者世代の定住人口の増加・転出抑制や県外からの移住促進を図り、地域の活性化や各分野の担い手確保を進める。さらに、本市の魅力を発信し、本市を訪れる交流人口の増加や本市とのつながりのある関係人口の増加に向けた取組みを推進する。また、定住促進に資する情報や市の魅力を発信する。

【具体的な事業】

・ホームページ等による情報発信・ＦＣ徳島スポーツクラブのホームタウン推進事業

・中山間地域交流拠点事業　等

●若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる事業

働きながら子どもを産み育てやすい環境づくりを推進し、若い世代の結婚、妊娠、出産、子育てに関する希望が実現できるよう、切れ目のない支援体制を構築する。

また、小・中学校においては、未来を担う子どもたちが時代に適応し活躍できるよう基礎学力向上の取組のほか、ＩＣＴを活用した教育の推進や英語学習の強化を推進する。

【具体的な事業】

・特定不妊症治療費助成事業（母子保険事業）・子育て世代包括支援センター事業

・ＧＩＧＡスクール構想による一人一台端末等の個別最適化された学びの推進　等

●持続可能なまちをつくる事業

人口減少が進む中、持続可能なまちづくりのため、まちを支えるひとづくりや地域力の強化、令和２年に完成したアリーナを最大限活用したスポーツ・健康まちづくりの推進、既存施設のストックマネジメントの推進や災害に強いまちづくりを進める。

また、高齢化が進む中、地域交通の確保を図り、安心して暮らせるまちづくりを進める。

【具体的な事業】

・消防団運営事業・企業及び大学との連携協定に基づく事業

・高齢者等外出支援タクシー料金助成事業　等

●多様な人材の活用を推進する事業

地方創生の実現は、取組みを担う多様な人材の活躍によってもたらさせるため、本市地方創生の基盤を成す多様な人材（市職員を含む）の活躍を推進するとともに、市と市民による協働のまちづくりを推進する。また、地域コミュニティは、まちづくりの根幹をなすものであり、共助・互助の考え方も踏まえ、つながりを持って支え合う体制づくりがこれからの急激な人口減少社会の中で重要となっていく。このことから、地域コミュニティの維持・強化の取組みを推進する。

【具体的な事業】

・市民提案型まちづくり推進事業・自治会加入促進事業　等

●お問い合わせ

吉野川市　総務部市長公室　総合戦略係

TEL　0883-22-2203

FAX　0883-22-2244

E-mail　m-koushitu@yoshinogawa.i-tokushima.jp